

2021年度同志社大学大学院司法研究科

前期日程入学試験問題解説

商法

出題趣旨

問（１） 株主名簿の名義書換請求に関する条文が正確に読めているか。

問（２） 法令の手續に違反した株主名簿の名義書換請求に応じるべきでなかったのに、これに応じた会社は免責されないことを理解しているか、また、違法な名義書換請求に応じたことにより、真の株主に対する招集通知を怠り、株主でない者を株主として扱ってなされた総会決議が取り消され得ることを適切に判定することができるか。

問（３） 表見代表取締役の基本法理を具体的な事実関係に適用することができるか。

従来の取引量の10倍に及ぶ過大な量の取引を行う場合、重要な業務執行事項に当たるとして取締役会決議事項に当たるか。取締役会決議を欠く取締役の行為について、会社が取引の無効を主張することができる要件を知っているか。

解説

問（１） 配点10点

甲社は公開会社であり、株券非発行会社であるので、譲渡当事者間の有効な合意があれば株式譲渡は有効であり、会社・第三者に対する対抗要件を備えるためには、株主名簿の名義書換請求が必要。

Aは、会社以外の者から株式を取得した者として株主名簿の名義書換請求をしようとしている。→会社法133条の適用がある。

同条2項は、利害関係人の利益を害するおそれがない場合を除き、名義書換請求は、売主と共同でしなければならないと定める。

譲渡担保の私的実行による株式取得は、譲受人が単独で名義書換請求をなし得る例外に当たらないから、譲渡人と共同で名刺書換を請求しなければならないが、Aがなした名義書換請求は133条2項違反であり無効。甲社は名義書換請求に応じなくて良い。

問（２）

問1の結論が問2の検討の前提となる。

適法でない名義書換請求に対して、会社は応じる義務を負わない。名義書換に応じる裁量はあるが、株主でない者の請求に応じて、株主でない者を株主として株主名簿に記載するリスクを冒す。Aの側からいえば、対抗要件のみを備えても、株主の地位を獲得していないから、株主でないことには変わらない。

名義書換に応じた会社は、悪意または重過失がなければ、真の譲受人でない者を株主として名義書換をしても免責されると考えて良いか？ → 請求が不適法であることに加えて、契約書の真偽が不

明との見方もあることからすれば、結論として、株主名簿（の名義書換）の免責的効力を本問の場合に認めるのは難しいのでは？

免責的効力の検討を経て、免責されると論じている場合には、その推論に特に問題がなければ、総会決議に瑕疵なしとの結論でも可。

甲社が名義書換について免責されないときは、真の株主Bに対する招集通知漏れがあることになり、総会決議の取消事由あり。甲社による名義書換が違法なので、Bが株主名簿上の株主でないとしても、甲社は、Bが株主でないと主張することができない。

A が行使した議決権のうち違法に行使されたのは 500 個。

取締役選任決議の可決要件を定めるのは、341 条

5200 個の議決権のうち 500 個分は違法な出席→適法に出席した議決権数は 4700 個。

その過半数は 2351 個

真の賛成票は、2900 票から 500 票を減算するから $(2900 - 500 =)$ 2400 票となり、これは、適法に行使された議決権数の過半数であるため、C の取締役選任決議の結果には影響がない。

そうすると、総会決議の瑕疵といえるのは、

総会の招集手続の法令違反（299 条 1 項：株主 B に対する招集通知がないこと）および

決議方法の法令違反（309 条 1 項：議決権を有する株主に議決権行使をさせる必要があるのに、違法に招集通知をしなかった結果、B に議決権行使をさせなかったこと）＝

これらの瑕疵は、総会決議の取消事由（831 条 1 項 1 号）。

決議の結果に影響を及ぼさないから、裁量棄却（831 条 2 項）も可。

問（3）

C の地位

取締役を選任されたがその選任決議に瑕疵ある C が、辞任の翌日に行った取引について、取締役選任決議が取り消されるまでは、選任決議に取消事由があっても選任決議は有効であり（会社法 839 条を参照。株主総会決議取消判決を将来効とする定めがない＝原則通り、取消判決には遡及効が認められる。）、取締役の地位を有すると考えられている。

乙社は甲社の株主であるとは明示されていない。C の取締役選任決議を乙社が自ら取消することはできるかどうかについては、事実を与えられていないので解答不要。

1) 表見代表取締役について

C に与えられた副社長の肩書きは、通常、代表取締役（362 条 2 項 3 号）に相当するものと考えてよさそう。しかし、C は甲社の取締役会決議に基づいて代表取締役に選定されていない。

甲社の代表取締役 D が C に対してその肩書きの使用を認めている。取締役会の決議によらずに、

Cを代表取締役を選定することは不適法で無効であるとしても、代表取締役であるDの行為は、354条の責任を甲社に帰責させることができる程度の事由であると認めるには足りる。

Cが副社長の肩書きを示して乙社と取引をした。

相手方の乙社は、Cが真実には代表権を有しないことについて善意であると考えられ、重過失を示す事情も特にないので、乙社は甲社に対して、354条に基づき、本件契約に基づく責任を追究することができる。

3) 重要な業務執行事項

従来の取引量の10倍に及ぶ過大な量の取引を行う場合、甲社の仕入れ全体に対する乙社のシェアがどの程度であるか等を確認する必要があるが、重要な業務執行事項(362条4項)に当たるとして取締役会決議を必要とされる可能性はある。

取締役会決議を欠く取引の効力については、会社の内部的な意思決定に過ぎないから、相手方である乙社が、取締役会決議を要する取引であること、および、適法な取締役会決議がないことについて知っているか、過失により知らなかった場合にのみ、取引の無効を主張することができる。

最判昭和40・9・22民集19巻6号1656頁

「株式会社の一定の業務執行に関する内部的意思決定をする権限が取締役に属する場合には、代表取締役は、取締役会の決議に従って、株式会社を代表して右業務執行に関する法律行為をすることを要する。しかし、代表取締役は、株式会社の業務に関し一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する点にかんがみれば、代表取締役が、取締役会の決議を経てすることを要する対外的な個々の取引行為を、右決議を経ないでした場合でも、右取引行為は、内部的意思決定を欠くに止まるから、原則として有効であつて、ただ、相手方が右決議を経ていないことを知りまたは知り得べかりしときに限つて、無効である、と解するのが相当である。」